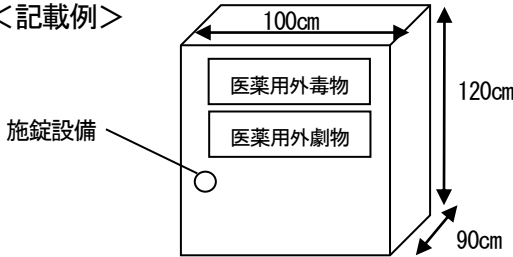


変更届

次の事項を変更した場合、30 日以内に届出が必要です。

届書	別記第 11 号様式の (1) (毒物及び劇物取締法施行規則第 11 条関係)
提出時期・部数	変更した日から 30 日以内、1 部
手数料	不要
変更内容	
届出事項	添付書類等
①氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）	○個人の場合 戸籍謄（抄）本 または 戸籍記載事項証明書 ○法人の場合 登記事項証明書 または 定款若しくは寄附行為
②毒物又は劇物を貯蔵する設備の重要な部分	貯蔵、陳列設備の立体図を書き、下記の項目を図示してください。（写真に寸法等を書き入れたものでも可。） ・縦、横、高さの寸法 ・施錠設備の位置 ・「医薬用外」、「毒物」、「劇物」の表示の位置 <記載例> 
③店舗の名称	なし
届出時の注意事項	・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。 ・添付書類は、同一の書類がすでに提出されていて、6ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。 ・登録年月日は、登録票の有効期間の初日を記載してください。 ・登録番号は、開設中は変わりませんので、新規登録時の番号を記載してください。 ・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。
<根拠法令> 毒物及び劇物取締法第 10 条（届出） 毒物及び劇物取締法施行規則第 10 条の 2（営業者の届出事項） “ 第 11 条（毒物劇物営業者の届出）	